

茅ヶ崎都市計画事業寒川駅北口地区土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 9 月 25 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 6 号

茅ヶ崎都市計画事業寒川駅北口地区土地区画整理事業施行条例の一部を 改正する条例

茅ヶ崎都市計画事業寒川駅北口地区土地区画整理事業施行条例(平成 4 年寒川町条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 23 条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 前項の規定により清算金を分割徴収する場合における当該清算金に付すべき利子の利率は、法第 103 条第 4 項の規定による公告をした日の翌日における財政融資資金(財政融資資金法(昭和 26 年法律第 100 号)第 2 条に規定する財政融資資金をいう。)の貸付利率のうち、次に掲げる条件による貸付金に適用される利率(当該利率が年 6 パーセントを超えるときは、年 6 パーセント)とし、第 1 回の分割徴収すべき期日の翌日から付するものとする。

- (1) 償還期間 5 年以内
- (2) 据置期間 無
- (3) 償還方法 元利均等半年賦償還

附 則

この条例は、公布の日から施行する。